

# 令和5年度 区子連支部役員名簿

支部

役職	氏名	ふりがな	子ども会名	住所	電話番号
(記入例)	江戸川 太郎	えどがわ たろう	えどがわ子ども会	中央1-4-1	090-1234-5678
支部長					
副支部長					
副支部長					
副支部長					
会計					
会計					
会計監査					
会計監査					
書記					
書記					
総務					
総務					

※単位子ども会未加入の方は支部で安全共済会に加入してください

令和5年度 区子連支部 予算書

令和 年 月 日

支部名

	予算額
収入総額	
支出総額	

<収入の部>

科 目	予算額	摘 要
区補助金	①	
町会・自治会補助金		
リサイクル補助金		
会費		
模擬店・バザー等収益		
行事参加費		
その他事業収入		
寄付金等		
銀行利子		
繰越金		
合 計		

<支出の部>

科 目	予算額	摘 要
A <補助対象経費計>	②	
分担金		
会議費		
通信費		
行事活動費		
備品費		
保険料		
団体助成		
B <補助対象外経費計>		
模擬店経費		
懇親会費		
渉外費		
周年行事積立金		
合 計 (A+B)		

※①の補助金が②の補助対象経費を上回る場合、差額を返還していただきます。

令和4年度 区子連支部 決算書

令和 年 月 日

支部名

	決算額
収入総額	
支出総額	
差引総額	

※差引総額については次年度に繰り越します。

<収入の部>

科 目	決算額	摘 要
区補助金	①	
町会・自治会補助金		
リサイクル補助金		
会費		
模擬店・バザー等収益		
行事参加費		
その他事業収入		
寄付金等		
銀行利子		
繰越金		
合 計		

<支出の部>

科 目	決算額	摘 要
A <補助対象経費計>	②	
分担金		
会議費		
通信費		
行事活動費		
備品費		
保険料		
団体助成		
B <補助対象外経費計>		
模擬店経費		
懇親会費		
渉外費		
周年行事積立金		
合 計 (A+B)		

※①の補助金が②の補助対象経費を上回る場合、差額を返還していただきます。



# 同意書

令和5年度江戸川区子ども会連合会名簿内の住所、氏名、電話番号を、区の機関内部で下記事項について利用することを了承します。

## 記

1. 区の各課での、職務に関する利用
2. その他会長に協議し、所管課が認めた場合

※名簿作成のための利用については、以下に限る。

- ・「子ども会名簿」作成
- ・「地区委員会名簿」作成
- ・「新年賀詞交歓会名簿」作成

江戸川区長 殿

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
支部長

住 所

氏 名

## 〇〇支部 会則

1. この会は 支部と称します。
2. この会の事務所は、（例：育成会会長宅、町会会館等）に置きます。
3. この会は、（例：町会自治会のエリア、小学校の通学区域、団地等）に住んでいる小学生、中学生を会員とします。（※未就学児童の入会も可能）
4. この会は、集団活動を通じて、社会性や協調性を育て、助け合いながら成長していくことを目的とします。
5. この会は、次のような事をします。
  - (1) 学習・文化活動
  - (2) スポーツ活動
  - (3) レクリエーション活動
  - (4) 生活活動
  - (5) 社会活動
  - (6) 奉仕活動
6. この会に次の役員を置きます。
  - (1) 支部長
  - (2) 副支部長
  - (3) 班長
7. 役員は、次の仕事をします。
  - (1) 支部長は、支部を代表し、役員会、総会の議長になります。
  - (2) 副支部長は、支部長を助け、支部長が出席できない時は、支部長の代わりをします。
  - (3) 班長は、班をまとめるとともに、会の運営、計画、実行にあたります。
8. 役員は、次の方法で選びます。
  - (1) 支部長、副支部長は、会員の中からお互いに選びます。
  - (2) 班長は、各班から選びます。
9. 役員任期は1年とし、再選することもできます。
10. 役員会は、支部長、副支部長および班長が必要と認めたときに開きます。
11. すべての会議は、出席者の半数以上の賛成で決定します。
12. この会への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、支部

長に提出した後、会員となります。

13. 会費は、1人月額△△△円とし、自治会の助成金、その他で運営します。  
(※年額で会費を集めることも可能)

14. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

15. この会則は、会員の3分の2以上の希望により、改正することができます。

16. この会が子どもの健全育成活動を推進するため必要とする個人情報の取得、  
利用、提供、管理及び開示については、「〇〇〇支部個人情報取扱  
規約」に定め、適正に運用するものとする。

16. この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。

付 則

この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。

# 〇〇支部 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の管理の適正を期するとともに、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、子どもの健全育成活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する役員等は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(適正収集の原則)

第3条 個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(収集の制限)

第4条 個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(管理)

第5条 保有する個人情報等の紛失、破損、改ざん又は漏えいを防止し、適正に管理する。

2 管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 子ども会会員名簿の作成
- (3) 安全共済会の登録及び申請
- (4) 緊急時、災害時等での連絡
- (5) その他子ども会活動等の運営に携わる際、表彰を受ける際の連絡



(目的外利用)

第7条 保有する個人情報を収集時とは異なる目的で利用する際は、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、保有する個人情報の目的外利用をすることができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
- 四 公衆衛生の向上又は子どもの健全育成の促進に必要な場合。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第8条 保有する個人情報は本人の同意を得ないで外部に提供しない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、外部に提供することができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて理事に申し立てるものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

# 令和5年度 子ども会安全会申し込み・総括表

	月
--	---

支部名 \_\_\_\_\_

支部番号	
------	--

子ども会 番号	子ども会名	会員数					育成者数			
		幼児	小学生	中学生	会員数 合計	申込金額 (@150円)	高校生	大人	育成者数 合計	申込金額 (@150円)
00	支部									
合 計						a				b

